

1. 件名：「東海第二発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(77)」

2. 日時：平成29年9月27日（水）13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：名倉安全管理調査官、三井安全審査官、竹内安全審査官、中村安全審査官、佐藤（秀）安全審査官、永井安全審査官、日南川安全審査官、江崎安全審査官、吉村安全審査官、岸野安全審査官、安田安全審査官、岩崎係員

日本原子力発電：北川執行役員 他7名

5. 要旨

①日本原子力発電から、平成26年5月20日に申請のあった東海第二発電所の設置変更許可申請のうち、基礎地盤及び周辺斜面の安定性に対するコメント回答について説明があった。

②説明内容に対し、以下のとおり指摘した。

・第506回審査会合（29/09/08）における以下の質疑に関して事業者から説明があった事項については、適切に資料に反映させること。

✓ 防潮堤（地中連続壁基礎構造区間）の評価断面の選定の妥当性について（基礎岩盤が傾斜している“NS断面”を選定しない理由及びEW断面において重量の大きい取水口に隣接する鋼製防潮壁を支持する“地中連続壁基礎”を含む断面を選定しない理由を）適切に示すこと。

✓ すべり安全率の評価における、すべり面（線）の選定・検索手順（特に水平方向の検索）に関して、その意図を説明すること。また、評価結果については、最小値・最大値だけでなく、適切に最小値で評価し

ていることを結果の考察または他の評価値の明示により示すこと。

- ✓ 周辺地盤の変状による重要施設への影響における評価と基本設計方針とを明確にすること。
- ・ すべりの評価に関する評価方針では、構造物側面の第四紀層のせん断強度を見込まない評価が“参考扱い”となっているが、“地盤の液状化を仮定しても（耐震重要施設等の）安全機能が損なわれない構造とする”と記載されていることを踏まえ、当該評価の取り扱いについて再検討すること。
- ・ 基礎地盤の安定性評価の対象となる代表施設の選定において、選定影響要因となった施設の埋込み深さ、接地面積等については、その具体的数値も示すこと。
- ・ 「杭を介して岩盤で支持する施設」に対する支持力評価については、“評価基準値である極限支持力の算定方法を変更し、仮想ケーソン基礎として評価する”評価方針を採用するのであれば、その妥当性について説明するとともに、当該評価基準値に対する最大鉛直力度の算定プロセスも示すこと。

③日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 東海第二発電所 地震等に係る新基準適合性審査に関するコメントリスト
- ・ 東海第二発電所 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（コメント回答）【補足説明資料】